

令和7年 第4回松田町議会臨時会 会議録

令和7年11月27日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	—————	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鍵和田 栄	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長 兼 寄 出 張 所 長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌宏	参事兼観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼 駅 周 辺 事 業 推 進 担 当 室 長	柳澤一郎	環 境 上 下 水 道 課 長	鍵和田龍太
教 育 課 長	椎野晃一	生涯学習推進課長	遠藤雅典

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	渋谷好人	書 記	石井友子
---------	------	-----	------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議案第50号 松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第51号 令和7年度松田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第52号 令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第53号 令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第54号 令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第55号 令和7年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第56号 令和7年度松田町下水道事業会計補正予算（第1号）

6. 議会の状況

議 長 皆様、おはようございます。立冬も過ぎ、朝夕の冷え込みが厳しくなってきましたが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、去る11月21日、松田町告示第99号により令和7年第4回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

I C Tを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持込み、議事に関連する事項での使用を許可しておりますので、御理解ください。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(9時00分)

本日の議事日程はお手元の配付のとおりです。配付漏れはございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。12番 寺嶋正君、1番 北村和士君の両名にお願いします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
この臨時会を開催するに当たりまして、本日11月27日、午前8時30分より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。
議会運営委員会委員長 平野由里子君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。
令和7年第4回松田町議会臨時会の招集に当たり、11月27日、午前8時30分より、役場4階大会議室におきまして、委員6名全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日11月27日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名について」から、日程第10「議案第56号令和7年度松田町下水道事業会計補正予算(第1号)」を行います。

審議をいただく議案は7件です。議案第50号の条例の一部改正については、質疑等を行い、即決でお願いいたします。

議案第51号から議案第56号の補正予算については、質疑等を行い、即決でお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、ほかの委員からの補足説明をお許しいただきたいと思っております。

議 長 議会運営委員長の報告が終わりました。
お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和7年第4回松田町議会臨時会の会期は本日11月27日の1日と決定いたしました。

議
町

長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

長 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。今日は、こんな感じでいい天気ですけど、午後から雨が降るといふような状況でございますので、皆さん、足元には十分気をつけていただければと思います。また、澄み渡る夜空がですね、大分きれいな季節を迎えることになりました。議員各位の皆様方におかれましては、ますますの御健勝のことと心からお慶びを申し上げます。

さて、去る11月21日に令和7年第4回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用の中、議員全員の御出席を賜り、ここに本臨時会が開催されますことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

これまでの事業、また行事などの詳細につきましては、12月の定例会において御報告させていただきますので、御了承のほどよろしくお願いたします。

それでは、この臨時会に付議いたしました案件を申し上げます。

議案第50号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に鑑み、職員の給与について所要の改正を行うために、提案するものでございます。

議案第51号令和7年度松田町一般会計補正予算（第4号）につきましては、松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正に伴い、人件費等の補正を提案するものでございます。

次に、議案第52号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第53号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）議案第54号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第55号令和7年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号）、議案第56号令和7年度松田町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましても、一般会計と同様に、給与改定等に伴う人件費の補正を提案するものでございます。

これら、提案させていただく案件につきましては、議事の進行に伴い、私を

はじめ、副町長、教育長、担当課長より御説明を申し上げますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしく申し上げ、御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の行政報告を終わります。

日程第4「議案第50号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第50号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。令和7年11月27日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第50号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
につきまして、御説明させていただきます。

今回の給与条例の改正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、職員の給与について所要の改正をするものでございます。

本年の給与勧告のポイントにつきましては、期末勤勉手当の引上げがされております。

民間の支給割合との均衡を図るため、期末勤勉手当の引上げ分0.05か月分を期末手当で0.025か月分、勤勉手当で0.025か月分引き上げるものでございます。

施行期日の違いからですね、第1条、第2条の条立てによる一部改正を行っております。

改正内容につきましては、第1条では、期末手当と勤勉手当についてですね、6月と12月の年2回の支給でございますが、6月は既に支給済みでございますので、12月の期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.025か月分引上げ、期末手

当は1.275か月、勤勉手当は1.075か月に改めるものでございます。

一般職給料表についても、給料月額が民間との初任給及び給与の格差の解消を図るため、新採用職員の初任給を引き上げるなど、若年層に重点を置きつつ全体的に給料表を引き上げる改正を行います。

また、自動車等使用者の通勤手当についても、現行の片道60キロメートル以上までの距離区分について引上げを行い、さらに65キロ以上から100キロ以上までの距離区分を新設するものでございます。

また、第2条関係につきましては、来年度の期末手当と勤勉手当においても令和8年4月1日からの分といたしまして、6月と12月に均衡となるようにそれぞれ配分し0.05か月に改めるものでございます。

それでは、議案7枚目の参考資料、松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第1条関係の新旧対照表を御覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。左の改正案のほうを御覧ください。

まず初めに、1ページの第10条の4は、通勤手当の規定でございます。第3項第2号ハは、使用距離が片道10キロ以上15キロ未満である職員、現行では7,100円を改正案では7,300円に引き上げるものでございます。

以下、その下の2から次ページのワですね。ワまでは、現行の通勤手当をそれぞれ引き上げるものでございます。

続きまして、2ページのカを御覧ください。カの使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員4万2,200円から、その一番下ナの使用距離が片道100キロ以上である職員6万6,400円までを新たに新設するものでございます。

続きまして、3ページの第20条をお願いいたします。期末手当の規定でございます。

第2項につきましては、職員の期末手当基礎額に乗じる率を現行の100分の125から100分の127.5に改めるものでございます。

第4項については読替え規定でございます。定年前再任用短時間勤務職員の期末手当基礎額の規定の適用について現行の100分の125を100分の127.5に改

め、現行の100分の70を100分の72.5に改めるものでございます。

第21条は勤勉手当の規定でございます。第2項第1号については、職員の勤勉手当基礎額に乘じる率をですね、現行の100分の105から100分の107.5に改めるものでございます。

第2号につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に乘じる率を現行の100分の50から100分の52.5に改めるものでございます。

恐れ入りますが次ページをお願いいたします。

次ページは別表第1（第3条関係）としまして、一般職員の給料表2分の1をですね、こちら4ページから10ページまでが、こちらが1級から4級までの給料表でございます。

それからですね、その次10ページの中段、一般職給料表2分の2はですね、10ページから始まります。こちらは5級から8級の職員が対象でございます。こちらから10ページから16ページまでが給料表になっております。こちらのほうをそれぞれ改正案で改正をさせていただいております。

また、別表第2の第3条関係、医師の給料表でございます。こちらも同様にですね、16ページから21ページまで改正しております。

こちらが給料表の改正でございます。

続きまして、1ページおめくりください、22ページになります。こちらは松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第2条関係でございます。

22ページのですね、第20条こちらは期末手当の規定でございますが、第2項については、職員の期末手当基礎額に乘じる率を現行の100分の127.5から100分の126.25に改めるものでございます。

第4項については読替え規定でございます。定年前再任用短時間勤務職員の期末手当基礎額の規定の適用について、現行の100分の127.5を100分の126.25に改め、現行の100分の72.5を100分の71.25に改めるものでございます。

第21条は勤勉手当の規定でございます。第2項第1号については、職員の勤勉手当基礎額に乘じる率を現行の100分の107.5から100分の106.25に改める部

分でございます。

次ページ、第2号を御覧ください。第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の規定の適用について、現行の勤勉手当基礎額に乗じる率を現行の100分の52.5から100分の51.25に改めるものでございます。

恐れ入りますが12枚お戻りいただきまして、議案本文の10ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日でございますが、第1項は、この条例の第1条は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

ただし、第1条による改正後の松田町職員の給与に関する条例第10条の4及び別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。

第2項は、この条例の第2条は令和8年4月1日から施行する。

次ページ、お願いいたします。

第3項は、給与の内払いの規定でございます。改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の松田町職員の給与の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

なおですね、この人事院勧告に基づく給与改定に伴う影響額でございますが、全会計を通じまして3,824万8,000円でございます。

最終ページにはですね、参考資料2としまして、11月19日の全員協議会で御説明した松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

2 番 武 尾 今回の条例の説明、よく理解いたしました。関連して一つお聞きしたいんですが、特別職の給与の改定について、もう長らく改定されていないと思うんですけども、どのぐらいの期間たっているか教えてください。

参事兼総務課長 特別職の給与につきましては一般職とは別ですので、こちら今回の人事院勧告の対象外になります。

特別職の給与につきましては、特別職の報酬審査委員会というのを設けまして、そこの中で御審議をいただいて条例改正を、金額を改定する場合は、そこで審議をしていただいて、議会のほうに挙げて条例を改正するような形になりますので。その報酬審査会につきましても、直近では平成17年に開催されて、それが最後という形になっておりますので、それ以降は開催していないような状態でございます。以上です。

2 番 武 尾 他町の例を見ましても、一般職と、あと特別職の給与改定が連動して行われることも多いと思います。大分長い間、特別職の給料上がっていないことを鑑みると、一つ、心配ではないんですが管理職というか、特別職の一部の給与と一般職の給与の差がほとんどないような状況になる可能性があるんじゃないかと思ひまして。今後、特別職の給与の改定も行うような考えがあるかだけお聞きしたいです。

参事兼総務課長 今、武尾議員の質問の特別職の見直す考えがあるかという、今もちろん私が御説明しましたように、あくまで報酬につきましては報酬審査会のほうで御審議していただくんですが、もちろん上郡5町ならびに近隣市町の状況を鑑みまして、総務としましても適切に判断して、また首長のほうに進言をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

9 番 井 上 1点、お伺いいたします。

参考資料1の2ページのところで、条例本文にもありますけれども、使用距離が65キロメートル以上が新設をされ、10キロメートル以上が増額になっているということです。

実際に、松田町の職員の中で、60キロメートル以上が新設されたというのは人勸による部分だというふうには理解しますが。実際に松田町の職員ですね、60キロメートル以上の通勤範囲がある職員というのは、存在するのかわるか。いればその辺は、後の補正予算の部分でも説明をいただきたいと思ひますが、よろしくお願ひをいたします。

参事兼総務課長 井上議員の御質問にお答えします。ただいま新設された職員とかいるのかと

いう話なんです、いません。うちのほうは、ここまでの距離になる職員は該当するものはございません。一番遠くて35キロというところがございます。

9 番 井 上 片道で。

参事兼総務課長 片道です。

9 番 井 上 了解しました。35キロメートル以上ということで了解しました。
私からは以上です。

議 長 ほかには。

(「なし」の声あり)

それでは、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第50号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第51号令和7年度松田町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第51号令和7年度松田町一般会計補正予算(第4号)。

令和7年度松田町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予

算補正」による。

令和7年11月27日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第51号令和7年度松田町一般会計補正予算（第4号）について、御説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び職員の異動等による補正となりますので、よろしくお願いをいたします。

それではですね、ページになります8ページ、9ページ、歳出でございます。

款、項、目、議会費でございます。こちらにつきましては、155万円の増額補正となります。給与改定によるものでございます。

続きまして、款、総務費、総務管理費の一般管理経費でございます。こちらにつきましては、職員人件費に要する経費として220万円の増額補正となります。給与改定及び職員の異動等による補正となります。

続きまして、目の寄出張所費でございます。こちらにつきましてはですね、国民健康保険診療所事業特別会計の繰出金でございます。

続きまして、款、民生費でございます。社会福祉費、社会総務費でございます。こちらにつきましてはの職員人件費に要する経費430万円の減額補正となります。給与改定及び職員の異動等によるものでございます。

あわせて説明欄でございます。国民健康保険事業特別会計の繰出金385万円の減額補正。そして介護保険事業特別会計繰出金につきましては736万円の増額補正となります。こちらにつきましても給与改定及び職員の異動等によるものでございます。

ページ10ページ、11ページになります。款、衛生費でございます。保健衛生費、目、保健衛生総務費でございます。こちらにつきましては、職員給与に伴う1,050万円の増額補正となります。給与改定によるものでございます。

続きまして、款、農林水産業費でございます。こちらにつきましては、給与

改定及び職員の異動等によるものでございます。261万円の減額補正となります。

続きまして、款、商工費、項、商工費、目、商工振興費でございます。こちらにつきましては給与改定によるものでございます。274万円の増額補正となります。

続きまして、款、土木費でございます。10ページ、11ページからですね、12ページ、13ページの土木総務費でございます。こちらにつきましても給与改定による543万円の増額補正となります。

続きまして、款、教育費でございます。こちらにつきましては、職員給与費の事務局員の事務局職員給与費につきましては、534万円の増額補正となります。給与改定と職員の異動等によるものでございます。

その下の説明欄、幼稚園職員給与費につきましては、異動等に伴うものでございます。114万円の減額補正を行うものでございます。

続きまして、目の社会教育総務費でございます。こちらにつきましては給与改定等によるものでございます。23万円の増額補正によるものでございます。

款、項、目、予備費でございます。予備費につきましては、これらのものを踏まえて2,352万5,000円の減という形で、総額につきましてはですね、6,925万6,000円とするものでございます。

続きまして、14ページから最後のページの25ページまでにつきましてはですね、給与明細等の一般会計から全会計の明細書を添付させていただきましたので、後ほど御高覧のほう、よろしく願いをいたします。

説明は以上となりますので、よろしく願いします。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ございませんか、質疑。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第51号令和7年度松田町一般会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第52号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第52号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ385万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,242万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第52号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に基づく人件費の増額と人事異動に伴う減額が主なものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。歳入から説明させていただきます

す。

款、繰入金、項、目ともに、一般会計繰入金につきましては、歳出に計上させていただいた職員給与費の人事院勧告に基づく増額分及び人事異動に伴う減額分を差引きした減額分と同額の385万円を職員給与費等繰入金として減額したものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。歳出でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、右側説明欄の職員給与費につきましては、人事院勧告に基づく職員の人件費の増額分及び人事異動に伴う職員の減額分を差引きした減額でございます。

また、16ページ、17ページには、給与費明細書がございますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第52号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第53号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第53号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,514万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日提出。松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第53号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について、説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に基づく人件費の増額が主なものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。歳入から説明させていただきます。

款3、繰入金、項1、目1ともに、一般会計繰入金は、診療所と出張所の事務を兼務する職員の人件費の一部を一般会計の寄出張所費から繰り入れるもので、7万5,000円を増額するものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費、項1、施設管理費、目1、一般管理費につきましては、右側説明欄をお願いいたします。一般管理経費につきましては、人事院勧告に基づく職員の人件費の増額分として、15万円を増額するものでございます。

款、項、目ともに予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。

なお、16ページ、17ページに給与費明細書がございますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第53号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第54号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第54号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ736万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,621万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日提出。松田町長 本山博幸。

よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第54号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

一般会計補正予算で御説明いたしました人事院勧告に伴う給与費の改定による人件費の増額と、4月に異動になった職員の人件費による一般会計繰入金の増額が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。歳入から説明いたします。

款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、地域支援事業費繰入金、節、地域支援事業費等繰入金では、説明欄職員給与費等繰入金として、先ほどお話ししました人事院勧告によるものと、4月異動のあった職員の人件費として736万円を増額するものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。歳出について御説明いたします。

款、地域支援事業費、項、地域支援事業費、目、一般管理費、説明欄職員給与費では、人事院勧告による給与改定による職員給与費の増額と4月異動分による736万円の増額によるものでございます。

なお、次のページ16ページ、17ページには給与費明細書が添付されております、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第54号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第55号令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第55号令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第2号)。

(総則)第1条、令和7年度松田町上水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)第2条、令和7年度松田町上水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)、(既決予定額)、(補正予算額)、(計)の順で述べます。

支出、第2款、水道事業費用、1億4,245万9,000円、85万円、計1億4,330万9,000円。第1項、営業費用、1億3,766万1,000円、85万円、計1億3,851万1,000円。

(資本的支出の補正)第3条、既定の予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,079万4,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,205万6,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)、(既決予定額)、(補正予算額)、(計)の順で述べます。

支出、第4款、資本的支出、9,099万4,000円、26万2,000円、計9,125万6,000円。第1項、建設改良費、5,551万3,000円、26万2,000円、計5,577万5,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正) 第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

1 ページおめくりください。(科目)、(既決予定額)、(補正予算額)、(計)の順で述べます。

(1) 職員給与費、2,666万6,000円、111万2,000円、計2,277万8,000円。

令和7年11月27日提出。松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第2号)について、御説明いたします。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく職員の給与改定による職員給与の増額が主なものとなります。

6、7ページをお願いいたします。令和7年度補正予算内訳書の収益的収入及び支出の支出でございます。

款2、水道事業費用、項1、営業費用、目3、総係費につきましては、職員給与費に係る補正で職員1名分について増額しております。

8、9ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出でございます。

款4、資本的支出、項1、目1ともに建設改良費につきましても給与改定に伴い、職員2名分について増額しております。

なお増額分につきましては4条支出の補填財源から充当いたします。

なお、10ページ以降には、給与費に係る明細書を添付しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第55号令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10「議案第56号令和7年度松田町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第56号令和7年度松田町下水道事業会計補正予算(第1号)。

(総則)第1条、令和7年度松田町下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)第2条、令和7年度松田町下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)、(既決予定額)、(補正予算額)、(計)の順番で述べます。

支出、第2款、下水道事業費用、2億7,627万円、49万円、計2億7,676万円。第1項、営業費用、2億5,745万3,000円、49万円、計2億5,794万3,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)、(既決予定額)、(補正予算額)、(計)で述べます。

(1)職員給与費、700万9,000円、49万円、計749万9,000円。

令和7年11月27日提出。松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和7年度松田町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく職員の給与改定による職員給与の増額のみでございます。

4、5ページをお願いします。

令和7年度補正予算内訳書の収益的収入及び支出の支出でございます。

款2、下水道事業費用、項1、営業費用、目2、総係費につきましては、職員給与費に係る補正で職員1名分について増額しております。

なお、6ページ以降には、給与費に係る明細書を添付しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第56号令和7年度松田町下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議をありがとうございました。この後は、議会運営委員会を開催しますので、委員長の指示で開催をしてください。

（9時52分）